平成２２年（フ）第８７５号
東京都清瀬市元町１丁目９番３号サンビューハイツ清瀬305号
破産者　株式会社ニューコンセプト
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６９号
東京都府中市片町２丁目１番地の８ａｎｎｅｘ南乃家101
破産者　畠中　伸明
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７１８号
横浜市都筑区東山田町341番地
破産者　工藤鉄工株式会社
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７６号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目40番地12
破産者　有限会社塚本商事
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３４号
横浜市神奈川区反町２丁目14番地１　反町ながせビル２階
破産者　株式会社オオタケ
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９５３号
横浜市南区宿町２丁目40番地　大和ビル１Ｆ
破産者　有限会社ワンプロセス
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１９２号
神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目３番６号
破産者　株式会社ミキ水産
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２０２号
横浜市西区北幸２丁目10番地28
破産者　株式会社コムトークシステム
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４９号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目35番14号
破産者　有限会社エルボ
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８３号
大阪市北区天満４丁目２番15号
破産者　トータルプランニングワダカ有限会社
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９０３号
大阪市東淀川区東淡路１丁目６番３号
破産者　安全自動車株式会社
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０２号
奈良市学園大和町３丁目174番地
破産者　北条塑麻雄
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９２号
大阪市北区本庄東２丁目２番30号
破産者　株式会社日本アイシーエス
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３４４号
大阪府枚方市伊加賀南町９―22―202　強力宣夫方、商業登記簿上の本店所在地大阪府交野市私市１丁目32番12号
破産者　株式会社ゴオリキ
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５５９号
大阪市東住吉区今川５丁目８番25号
破産者　有限会社スペースプランニング
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３４８号
大阪市北区豊崎３丁目20番９号
破産者　日帝物産株式会社
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１９４号
大阪府吹田市昭和町７番14号草場ビル403
破産者　エスアンドピー株式会社
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８１号
大阪府枚方市東山１丁目62番地７
破産者　株式会社ベルテック
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８７号
大阪府柏原市大県３丁目159番地の１
破産者　有限会社ダイキ電工
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８２号
北九州市八幡西区大字則松217番地４
破産者　大鞍建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３０８号
福島県郡山市小原田４丁目13番22号
破産者　丸新商事有限会社
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
栃木県栃木市城内町２丁目23番21号
破産者　有限会社エコノミージャパン
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部